

広報直島

2021 Jul. No.81b

7

すな おな え が お の し ま

contents

- 02 財政事情の公表
- 04 総務課・環境水道課からのお知らせ
- 05 建設経済課・まちづくり観光課からのお知らせ
- 06 教育委員会からのお知らせ
- 07 カメラリポート
- 08 わがまちのカレンダー
- 10 まちづくり観光課（デジタル推進室）からのお知らせ
- 11 まちづくり観光課（デジタル推進室）・住民福祉課からのお知らせ
- 12 住民福祉課からのお知らせ
- 14 ふれあい診療所からのお知らせ



町の人口 | 7月1日現在(先月比) 世帯数/1,574(+1) 人口/3,043(+8) 男/1,570(+2) 女/1,473(+6)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.22km²

直島HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp



財政事情の公表

令和3年3月31日現在

町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和2年度の町の予算がどのように使われたのか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿を見るつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計支出状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	支出済額	支出率
1 議会費	50,126	48,289	47,593	98.6
2 総務費	609,286	1,208,171	720,211	59.6
3 民生費	576,223	565,629	518,419	91.7
4 衛生費	475,319	606,397	455,468	75.1
5 労働費	6	6	0	0.0
6 農林水産業費	95,433	120,600	112,893	93.6
7 商工費	59,438	71,373	65,395	91.6
8 土木費	709,630	819,619	535,415	65.3
9 消防費	70,879	82,882	65,016	78.4
10 教育費	194,922	205,568	179,391	87.3
11 災害復旧費	18	18	0	0.0
12 公債費	392,125	391,697	391,685	100.0
13 諸支出金	3	3	0	0.0
14 予備費	10,000	8,646	0	0.0
歳出合計	3,243,408	4,128,898	3,091,486	74.9

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

一般会計収入状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	
1 町 税	853,806	874,207	877,660	100.4	
町 民 税	233,738	229,156	231,620	101.1	
内 固 定 資 産 税	588,611	613,866	614,181	100.1	
	軽自動車税	13,657	13,023	13,028	100.0
	たばこ税	17,800	18,162	18,831	103.7
2 地方譲与税	10,045	9,788	10,435	106.6	
3 利子割交付金	1,000	801	831	103.7	
4 配当割交付金	2,600	2,700	2,776	102.8	
5 株式等譲渡所得割交付金	1,900	2,400	2,785	116.0	
6 地方消費税交付金	72,000	73,039	78,243	107.1	
7 環境性能割交付金	1,543	940	888	94.5	
8 地方特例交付金	1,000	1,505	1,505	100.0	
9 地方交付税	900,000	1,045,321	1,078,143	103.1	
10 交通安全対策特別交付金	1	1	0	0.0	
11 分担金及び負担金	19,907	19,187	19,153	99.8	
12 使用料及び手数料	80,787	52,802	54,728	103.6	
13 国庫支出金	77,569	606,777	455,645	75.1	
14 県支出金	87,859	97,386	53,351	54.8	
15 財産収入	5,816	6,317	6,222	98.5	
16 寄附金	90,008	62,675	60,610	96.7	
17 繰入金	705,287	648,825	367,151	56.6	
18 繰越金	30,000	245,590	245,590	100.0	
19 諸収入	62,280	61,758	59,956	97.1	
20 町 債	240,000	308,000	70,000	22.7	
21 法人事業税交付金	0	8,879	8,774	98.8	
歳入合計	3,243,408	4,128,898	3,454,446	83.7	

町有財産の現況

区分	面積・金額
土地	893,988.92㎡
建物	38,630.64㎡
有価証券	0円
出資による権利	10,489,440円
基金	1,621,700,000円
債権	0円
一般現金	410,000円
一般預金	584,433,118円

町税負担額

区分	税額	一人当り税額	一世帯当り税額
町民税	232,652千円	76,354円	146,783円
固定資産税	612,967	201,170	386,730
その他	31,424	10,312	19,825
合計	877,043	287,836	553,338

令和3年3月31日現在人口 3,047人 世帯数 1,585戸

町債の現在高

(単位：千円)

区分	借入先	金額	備考	
普通会計	財務省	2,683,299	一般公共事業債	28,407
			一般廃棄物処理事業債	74,155
			減税補てん債	1,205
			学校教育施設等整備事業債	60,249
			臨時財政対策債	937,346
			辺地対策事業債	491,936
			過疎対策事業債	831,973
			全国防災事業債	19,081
			病院事業債	238,947
			地方公共団体金融機構	181,326
株式会社かんぽ生命保険	18,124	減税補てん債	5,037	
		一般公共事業債	13,087	
株式会社ゆうちょ銀行	56,559	一般公共事業債	7,352	
		減税補てん債	1,201	
株式会社百十四銀行	22,081	臨時財政対策債	48,006	
		臨時財政対策債	22,081	
香川県農業協同組合	77,594	臨時財政対策債	77,594	
		臨時財政対策債	77,594	
特別会計	財務省	794,287	下水道事業債	750,895
			辺地対策事業債(下水道)	34,712
			過疎対策事業債(下水道)	8,680
地方公共団体金融機構	221,468	下水道事業債	221,468	
企業会計	財務省	1,643,778	簡易水道事業債	1,079,052
			辺地対策事業債(簡易水道)	561,507
			過疎対策事業債(簡易水道)	3,219
地方公共団体金融機構	61,810	簡易水道事業債	61,810	
合計		5,760,326		

※町債残高は3月31日現在のものであり、5月に借入を行った令和2年度分(174,000千円)を除く。

簡易水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

区分	収益的収支		資本的収支	
	予算額	執行額	予算額	執行額
収入	480,770	520,053	98,077	98,075
支出	466,044	436,582	381,383	227,776
収支差引	14,726	83,471	△ 283,306	△ 129,701

特別会計の状況調書

(単位：千円・%)

区分	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	支出率
国民健康保険事業特別会計	458,556	456,554	431,719	94.6	406,144	89.0
介護保険事業特別会計	407,146	431,290	432,483	100.3	365,699	84.8
診療所事業特別会計	295,159	380,565	278,953	73.3	267,805	70.4
後期高齢者医療事業特別会計	64,575	63,301	63,750	100.7	54,660	86.3
下水道事業特別会計	199,507	195,387	182,384	93.3	181,902	93.1
宅地造成事業特別会計	27,012	3,282	6,242	190.2	6	0.2
合計	1,451,955	1,530,379	1,395,531	91.2	1,276,216	83.4



総務課からのお知らせ

家具類転倒防止器具購入補助について

地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するために、家具類転倒防止器具を購入し、設置する人に対して補助を行います。

積極的なご応募をお待ちしております。

対象者

町内に住所を有し、町税を滞納していない人で、自ら居住する住宅において、家具類転倒防止器具を設置する人。

補助金の額




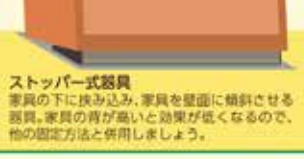


家具類転倒防止器具の購入に要した経費の3分の2以内とし、その限度額は1万円とする。

備考

香川県家具類固定サポート制度と合わせて実施することが可能です。

※この制度は、先着順となります。

※香川県防災士会が家具類転倒防止器具選定のための事前診断および取付支援を行います。

<p>1</p> <p>壁や柱に直接固定 (ネジ止め)するタイプ</p> <p>POINT</p> <p>壁の中の柱・間柱・胴縁や、家具天板の芯材等、ネジのしっかり止まる場所を確認してから固定を行いましょう。</p>	<p>L型金具</p> <p>家具と壁をネジやボルトで直接固定する器具。下向きで取付できれば効果が高まります。</p> <p>下向きで取り付ける場合</p> 	<p>ベルト・ワイヤー式器具</p> <p>冷蔵庫等、壁との間に隙間がある場合や、壁側の固定先までの距離が大きい場合に有効です。</p> 
<p>2</p> <p>ネジ止めをしないタイプ</p> <p>POINT</p> <p>「ボール式」+「ストッパー式」等、組み合わせることで効果が高まります。</p>	<p>ボール式器具</p> <p>家具と天井の間に突っ張る形で設置する器具。天井に強度が必要であるほか、天井までの間隔が大きいと効果が期待できないので注意しましょう。</p> 	<p>ストッパー式器具</p> <p>家具の下に挟み込み、家具を壁面に傾斜させる器具。家具の背が高いと効果が低くなるので、他の固定方法と併用しましょう。</p> 
<p>3</p> <p>家具・収容物の落下を防止する器具</p> <p>POINT</p> <p>①や②にプラスして実施。様々な器具があるので、家具や状況に合ったものを選びましょう。</p>	<p>連結金具</p> <p>上下で分かれている家具を連結し、転倒や落下を防止する器具。ネジ止めのほか、シートタイプもあります。</p> 	<p>扉開放防止器具</p> <p>扉の開放を防ぐことで、収容物の落下を防止する器具。様々な形状のものがあるので、扉の使用頻度等を考慮して器具を選びましょう。</p> 

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

環境水道課からのお知らせ

ごみの出し方 可燃ごみ (燃えるごみ) 編

ごみステーションへ出す際のポイント・注意点

収集日…毎週月曜日・水曜日・金曜日
(前日からは出さないこと)

ごみ袋…町指定ごみ袋 (大・中・小)

生ごみ…水切りを十分にしてください。
(悪臭や腐敗の原因となるため)

剪定ごみ…直径15cm以下でかつ長さ50cm以下に切り、
ひもで束ねて出すこと。

繊維くず…町指定の燃えるごみ専用袋に入る大きさであれば、切る必要はありません。

おむつ…汚物は取り除いてから出してください。

その他特にお願したい点

燃えるごみの中に紙類 (包装紙、菓子箱等) が多く混在しているため、できるだけ分別して紙類の収集日 (毎週木曜日) に出してください。

ごみ出しルールを守りましょう!

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

建設経済課からのお知らせ

急傾斜地崩壊対策事業補助について

急傾斜地崩壊対策事業とは

傾斜が急で、崩壊の危険性のある自然がけ等に対して、傾斜地の所有者または住宅所有者が崩壊対策工事を行うことが困難な場合、町が擁壁工事や法面工事を行い、がけ崩れから住民の生命を守る事業です。

香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱に基づく採択基準

1. 急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地に限る。）の高さが5 m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であること。
4. 自然斜面である急傾斜地であること。ただし、人工斜面であっても築造から10年以上経過したもののうち、あらかじめ知事の承認を受けた急傾斜地を含むものとする。
5. 本事業の施行については、要綱および香川県補助金交付規則にもとづくものとする。

経費の内訳

県費	対象事業費の1 / 2程度
町費	事業費の1 / 4程度
分担金	事業費の1 / 4程度（個人負担金）

上記の採択基準をみだし、補助を受けたい場合は、8月6日（金）までに役場建設経済課にご連絡ください。なお、要望が多い場合は、香川県と調整のうえ協議により事業力所を決定します。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

まちづくり観光課からのお知らせ

かがわ安心飲食店認証制度・認証取得補助金について

香川県の「飲食店における新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、対策に取り組む飲食店を認証する制度」です。町内で食品衛生法にもとづく営業許可を得た飲食店であれば対象事業者となりますので、安心してお客様にご来店いただけるようご活用ください。

また、認証された飲食店の取得に要した取組み（アクリル板・消毒液・キャッシュレス決済端末・非接触型体温計など）に対する補助金もあります。詳細につ

きましては、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

かがわ安心飲食店認証事務局コールセンター
☎760-0023

高松市寿町2-4-20高松センタービル3階302号室
☎087-822-7111（平日9：00～17：00）

直島夏まつり・直島の火まつりの中止について

8月に予定していた「夏まつり」・「火まつり」は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、本年度も中止することにしました。

開催を楽しみにされていた皆さんや関係者の方々には大変申し訳ございませんが、お客様や参加者などの新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各実行委員会で決定しました。

ワクチン接種が進んできているものの、まだまだ町内事業者の方々をはじめ、多くの皆さんが大変苦しい時期であるとお察しします。早期の事態収束を願い、来年こそ両まつりが開催できるよう各実行委員会一同、準備を進めていきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

直島夏まつり実行委員会・直島の火まつり実行委員会

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



..... 教育委員会からのお知らせ 。。。。。。

ベルマークで直島の子どもを応援しよう運動

各ご家庭にある「ベルマーク」を集めています。ご家庭で使用している商品にベルマークがついていたら、切り取って回収箱に入れてください。

ベルマークがついている商品はこのQRコードを読み取るか、ベルマーク教育助成財団のHPからご覧になれます。

ベルマークは写真のような「ベルマーク回収箱」で集めますが、幼児学園や小・中学校だけでなく、町内各所に設置していますので、ご協力をお願いします。



ベルマーク



【ベルマーク一覧表】

ベルマーク教育助成財団
<https://www.bellmark.or.jp/>

【ベルマーク回収箱】



【ベルマーク回収箱設置場所】

- 役場 総合福祉センター
- 西部公民館 商工会
- 直島郵便局 宮ノ浦郵便局
- 百十四銀行直島支店 J A香川県直島支店
- 三菱マテリアル直島生協 本店・本村売店
- 福武財団事務所

ベルマーク運動とは
 ベルマーク教育助成財団の協賛企業の商品などにつけられた鐘のマークを、PTA・大学・生涯学習グループなどごとに集めて財団に送付すると、1点につき1円として、協力企業の学用品などが購入できるものです。購入金の1割が僻地（へきち）や開発途上国・被災地などの学校への援助資金になります。現在は、使用済みインクカートリッジや紙パックの回収も点数になります。



集まったポイントは、幼児学園および小・中学校の子どもたちが使う教育図書やボールなどの購入に使用します。

なお、今後は集めたベルマークの分類や集計・発送の作業についても、ボランティア等でご協力をお願いしたいと考えています。

お問い合わせ 直島小学校 ☎087-892-3007 / 教育委員会 ☎087-892-2882

👉 ぐらしのワンポイントアドバイス

新型コロナワクチン接種の予約詐欺に要注意

『自宅に自治体職員を名乗る者から新型コロナウイルスのワクチン接種に関して、「〇万円振込めば優先します」、「接種に必要なので、口座を教えてください」などの理由でお金や、個人情報の提供を求める電話があった』という相談がよせられています。

香川県や直島町の名前を出して「ワクチン接種の予約をする」と言われても、その場では応じず不審に思ったら役場健康推進室（☎087-892-3400）に確認してください。

困ったときは一人で悩まずに「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」、または「消費者ホットライン188（局番なし）」へお電話ください。

6月13日(日)

町文化協会芸能大会

総合福祉センター劇場ホールにて、町文化協会芸能大会が開催されました。

いつもより縮小しての開催でしたが、久しぶりに舞台に立つ出演者の皆さんは生き生きと楽しそうにパフォーマンスを披露してくれました。



6月19日(土)

直島コメづくりプロジェクト 田植え体験

積浦地区において、直島コメづくりプロジェクトの田植え体験が行われました。

午前中あいにくの雨のため午後からの開催となりましたが、およそ60名の方が参加し、子どもたちは昔ながらの田植えをどろんこになりながら楽しみました。これから夏に入り、稲もぐんぐん伸びていきますので成長を見守りましょう。

秋には、みんなで植えた稲の収穫体験を予定しています。



6月25日(金)

戦没者追悼式

戦没者追悼式を総合福祉センター劇場ホールで執り行いました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ったうえで、ご遺族・来賓の方々が集まり、戦没者のご冥福を祈り平和への誓いをたてました。

なお、追悼式に次の方々からご寄附をいただきました。お礼申し上げます。(順不同)

- 香川県遺族連合会
- 三菱マテリアル株式会社直島製錬所



直島町役場電話番号 (ご用の方は下記の番号にお尋ねください。) 市外局番(087)

総務課 892-2222
 2220
まちづくり観光課 892-2221
デジタル推進室 892-2020
住民福祉課 892-2223
 2226
健康推進室 892-3400
教育委員会 892-2882

建設経済課 892-2224
税務課 892-2296
ふれあい診療所 892-2266
環境水道課 892-2225
出納室 892-2295
議会事務局 892-2297
社会福祉協議会(総合福祉センター)
 892-2458

救急連絡先 直島町立診療所 ~ふれあい診療所~ (☎087-892-2266)

木(Thu)

金(Fri)

土(Sat)

15

住 出張年金相談
 (役場) 9:30~12:30
 (西部公民館) 13:00~16:00

紙類 本島全地区

16

教 移動図書館
 (西部公民館) 11:20~12:10
 (役場車庫前) 13:00~13:40

燃えるごみ 本島全地区

17

22

海の日

総 行政相談
 (西部公民館) 10:00~12:00
教 子ども会わんぱく寺子屋
 (直島ホール) 8:00~11:30

紙類 本島全地区

23

スポーツの日

燃えるごみ 本島全地区

24

29

健 乳幼児健診他
 (福祉センター会議室)
 9:20~13:00

紙類 本島全地区

30

燃えるごみ 本島全地区

31

5

健 みんなの健康教室
 (西部公民館) 10:00~11:00

紙類 本島全地区

6



燃えるごみ 本島全地区

7

12

住 人権相談
 (西部公民館) 10:00~12:00

紙類 本島全地区

13

燃えるごみ 本島全地区

14

ごみは可燃物・紙類・不燃物(小型家電含む)・資源(空き缶、ガラスビン・ペットボトル・プラスチックボトル、発泡スチロール、蛍光灯、乾電池)にきちんと分別して、決められた日に、決められた袋に入れてステーションへ出しましょう。

【可燃物の日】 **燃えるごみ**

《本島全地区》毎週月・水・金曜日

【不燃物・資源の日】 **不燃資源**

《本島全地区》毎週火曜日
 《離島地区(屏風島・向島)》
 第2水曜日(7月のみ)

【紙類の日】 **紙類**

《本島全地区》毎週木曜日

【戌の日】

安産を願って腹帯を巻き参拝する日



わがまちの カレンダー

NAOSHIMA CALENDAR

2021. July/August

日 (Sun)	月 (Mon)	火 (Tue)	水 (Wed)
7/11	12 燃えるごみ 本島全地区	13 福 給食サービス (福祉センター分館) 13:00~16:00 注 国民年金基金相談会 (役場) 10:00~15:00 不燃資源 本島全地区	14 福 心配ごと相談 (直島ホール) 10:00~12:00 健 日本脳炎予防接種 (福祉センター会議室) 13:00~13:20 燃えるごみ 本島全地区 不燃資源 離島地区
18	19 燃えるごみ 本島全地区	20 福 給食サービス (福祉センター分館) 13:00~16:00 不燃資源 本島全地区	21 教 子ども会プール開放 ~8/4まで (小学校プール) 13:00~15:00 燃えるごみ 本島全地区
25 	26 健 アタマ元気 脳トレ教室 (西部公民館) 9:45~11:00 燃えるごみ 本島全地区	27 福 給食サービス (福祉センター分館) 13:00~16:00 診 泌尿器科 ※午前中のみ 不燃資源 本島全地区	28 健 日本脳炎・麻しん風しん混合予防接種 (福祉センター会議室) 12:50~13:20 燃えるごみ 本島全地区
8/1	2 税 固定資産税 第2期分納期限 税 国民健康保険税・介護保険料 第2期分納期限 後期高齢者医療保険料 第1期分納期限 燃えるごみ 本島全地区	3 不燃資源 本島全地区	4 健 楽らくひざ痛こし痛予防改善教室 (西部公民館) 9:30~11:00 健 BCG他予防接種 (福祉センター会議室) 12:50~13:20 燃えるごみ 本島全地区
8 山の日	9 振替休日 燃えるごみ 本島全地区	10 健 済生丸健診(宮浦港) 9:30~10:30 不燃資源 本島全地区	11 健 済生丸健診(本村港) 9:30~10:30 福 心配ごと相談 (福祉センター分館) 10:00~12:00 燃えるごみ 本島全地区

見やすいところへ貼ってお使いください



まちづくり観光課（デジタル推進室）からのお知らせ

本村地区(景観重点地区)内での家や外構を新築・改修等する場合の届出について

本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為等をする場合には事前に役場へ届出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

（届出が必要な行為）

- ①建築物
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物等（屋外広告物・塀・柵・門等）
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、下記の「まちづくり景観活動をご支援します！」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

本村地区（景観重点地区）



まちづくり景観活動をご支援します！〈第2期募集〉

「直島町まちづくり景観条例」では、「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、以右のとおりです。

- ①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり
例えばこのようなときに支援します。

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」^{注1)} → ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」^{注2)} → イ)
- 「道路沿いを花一杯にしたい」 → ウ)
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」 → ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 → ウ)

など

注1) 景観重要物件に指定された建物等に限りです。

注2) 重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限りです。

- ②申請の締切 **7月30日(金)まで**

詳しい内容については、まちづくり観光課までご連絡をお願いします。

別表 条例にもとづくまちづくりを推進するために必要な事業

() 内は営利を目的としたもの

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件	①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕 ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他、当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	2/3 (1/3)	600万円 (300万円)
	イ) ア) 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件（ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。）	①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費	1/3 (1/6)	100万円 (50万円)
ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費	2/3 (1/3)	30万円 (15万円)

お問い合わせ まちづくり観光課（デジタル推進室） ☎087-892-2020

まちづくり観光課 (デジタル推進室) からのお知らせ

横断歩道での歩行者優先は、マナーでなくルールです！

横断歩道で横断中や横断しようとする人がいるのに、自動車やバイクが停止しなかった場合は、「横断歩行者等妨害等」の違反として点数2点、反則金が科せられます。また、明らかに横断する人がいない場合を除き、横断歩道に接近する場合は減速し、いつでも停止できるよう心がけましょう。



ドライバーのみなさん 横断歩道の手前では**減速**
歩行者がいる場合は**一時停止**

歩行者優先義務

横断中または横断しようとする歩行者等がいるときは、横断歩道等の手前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げてはいけません。

減速義務

歩行者等がいなくても、明らかに歩行者等がいなくても、減速しなくてはなりません。

この先に横断歩道(または自転車等)があることを知らせる道路標示です。

減速進行

お問い合わせ まちづくり観光課 (デジタル推進室) ☎087-892-2020

住民福祉課からのお知らせ

8月は「同和問題啓発強調月間」です

～同和問題に正しい理解と認識を～

8月1日～31日までの1カ月間は、同和問題啓発強調月間です。

私たちの社会には、さまざまな差別や人権にかかわる問題が数多く存在しています。

中でも同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な人権問題です。差別や偏見にもとづく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

この機会に、一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の意識を高め、差別のない明るい社会を築きましょう。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

国民健康保険に加入されている皆さんへ…

新しい「国民健康保険被保険者証」のお届けについて

現在お使いいただいている被保険者証の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用していただく新しい被保険者証（緑色）は、**7月26日(月)から30日(金)までに特定記録郵便で、ご自宅に配達されます。**

同封するパンフレットなども必ずお読みください。

昨年より、70歳以上の方にお送りしてありました高齢受給者証は被保険者証と一体化しています。よって、別に**高齢受給者証はお送りいたしません。**お間違えの無いよう、よろしく申し上げます。



被保険者証は、病気などで医療機関にかかるときに必要な国民健康保険に加入している証明書です。カード型で小さくなっているので、なくさないように気をつけてください。

なお、今までの被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証は回収しませんので、各自で処分をお願いします。

傷病手当金の支給のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険に加入の被用者（給与の支払いを受けている方）が、仕事を休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルスに感染したとき、または発熱等の症状があり感染が疑われるときに、就労できず給与を受けられない場合、傷病手当金が受けられます。詳しい内容につきましては、**住民福祉課**までお問い合わせください。

国民年金基金相談会のお知らせ

このたび、下記の日程で国民年金基金相談を実施します。お気軽にご相談ください。

日時 7月13日(火)

10:00~15:00

場所 町役場2F 小会議室

全国国民年金基金香川支部

☎フリーダイヤル0120-65-4192

国民年金基金とは、自営業やフリーランスの方のための制度です。

国民年金に上積みして、より豊かな老後を保障

するもので、自分の将来設計に合わせて年金を積み立てられます。特徴としては、国の国庫負担が入っているので利回りが民間より良く、税金面では、掛金が全額社会保険料控除となるので所得税・住民税が軽減されます。

加入できる人は、20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者および60歳から65歳未満の国民年金任意加入者、海外居住の国民年金任意加入者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人や、農業者年金に加入している人は加入できません。

詳しくは、**全国国民年金基金香川支部**までお問い合わせください。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方 **(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)**

①令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**（障がい児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
 (※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② **■令和3年度住民税（均等割）が非課税の方**
 または
■令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額 児童1人当たり 一律**5万円**

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税の方**

- ▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

II. **上記以外の方**（例・高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

- ▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶申請書は住民福祉課窓口または直島町ホームページからダウンロードできます。申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに住民福祉課の窓口に直接、または郵送でご提出ください。

4. 申請期間 **令和4年2月28日まで**

詳しくは、**住民福祉課**までお問い合わせください。

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

- 開催日 7月15日(木)
- 場所・時間
 - ・役場（1階会議室） 9：30～12：30
 - ・西部公民館（研修室） 13：00～16：00
- 相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等
- 年金請求・各種手続

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等
- 持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの
 ※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類(免許証等)が必要です。

国民年金や厚生年金等の年金加入期間を確認し、将来的な年金額や遺族年金を請求した場合の年金額の算出ができるなど、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

【お知らせ】

8月の年金相談から**事前予約制**となります。
 8月19日(木)の年金相談をご希望の方は『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に事前予約をお願いします。（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

☎087-811-6020（予約用）

平日8：30～17：15

【土・日・祝日 12月29日～1月3日を除く】

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2226



No.168

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



アナフィラキシー

(医師 金森 大樹)

新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでいます。現在、町民の方に主に施注しているファイザー社のワクチンは95%以上の有効性が報告されております。最終的な接種の是非についてはご自身で判断いただくこととなりますが、これまで重篤なアレルギー歴がない方であれば積極的に検討いただければと思います。

一方で接種後の有害事象に関して懸念されている方もいらっしゃるかもしれません。アレルギーを中心とする副反応は今回のようなワクチンに限らず、薬剤（抗菌薬、造影剤、血液製剤など）や食べ物（乳製品、甲殻類、青魚、小麦・大豆類、柑橘類など）、虫刺（蜂など）などその原因は多岐にわたります。

今回のワクチンに関して、現時点では日常診療で我々が処方している薬との相互作用については報告されておりませんが、ワクチンに含まれている「ポリエチレングリコール」や「ポリソルベート」がアレルゲン（アレルギーを引き起こす物質）として挙げられています。前者は市販の化粧品、腎性貧血に対しての注射製剤（エポチエン・商品名:ミルセラ）、大腸内視鏡前処置薬（商品名:マグコロール）などに、後者は食品添加物内に含まれています。これらによるアレルギー歴をお持ちの方はワクチン接種を避けていただくのが無難かと思えます。

アレルギーの中でも最も重篤な反応の一つに「アナフィラキシー」があります。「アナフィラキシー」は「アレルゲンの侵入により、複数臓器に全身性のアレルギー症状が起こり、生命に危機を与え得る過敏反応」と定義され、下図に示した1～3のうち1つ以上を認める場合のことを言います。またこの中で血圧低下や意識障害といった循環器症状を伴っている場合は「アナフィラキシーショック」と呼ばれ、命に関わるリスクが高く迅速な対応が必要となります。

皮膚症状のみの場合や、呼吸器症状や消化器症状が軽度の場合はステロイドや抗ヒスタミン薬の静脈内投与のみで軽快することも多いですが、バイタルサイン（意識レベル・血圧・脈・酸素化・呼吸数）の異常があり、命に関わる危険性が高いと判断した場合はアドレナリン(商品名:エピペン)の筋肉内注射を行います。呼吸状態の急変リスクが高いと考えられる場合は緊急で気管挿管・人工呼吸器管理を要することもあります。また投薬でいったんアレルギー症状が改善しても、二相性にアレルギー反応が再燃する場合がありますので、少なくともアレルギー出現後24時間は厳重な経過観察をしていただく必要があります。

ワクチン接種会場にはワクチン投与後の副反応、アナフィラキシー発症に備えて常に救護室を設けており、看護師が巡回をしております。施注後に体調の異変を自覚された場合は、すぐに申し出ていただくようお願いいたします。

1. 皮膚症状(全身の発疹、痒痒または紅腫)、または粘膜炎(口唇・舌・口蓋の腫脹など)のいずれかが存在し、急速に(数分~数時間以内)発現する症状で、かつ下記a, bの少なくとも1つを伴う。

さらに、少なくとも右の1つを伴う

a. 呼吸器症状 (呼吸困難、気道狭窄、喘鳴、低酸素血症)

b. 循環器症状 (血圧低下、意識障害)

2. 一般的にアレルゲンとなりうるものへの曝露の後、急速に(数分~数時間以内)発現する以下の症状のうち、2つ以上を伴う。

a. 皮膚・粘膜炎 (全身の発疹、痒痒、紅腫、浮腫)

b. 呼吸器症状 (呼吸困難、気道狭窄、喘鳴、低酸素血症)

c. 循環器症状 (血圧低下、意識障害)

d. 持続する消化器症状 (腹痛、嘔吐)

3. 当該患者におけるアレルゲンへの曝露後の急速な(数分~数時間以内)血圧低下。

収縮期血圧低下の定義: 平常時血圧の70%未満または下記

生後1か月~11か月	< 70mmHg
1~10歳	< 70mmHg + (2×年齢)
11歳~成人	< 90mmHg

血圧低下

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区	誕生日	お父さん	お母さん
積浦	5.19	開人	早紀
鷺ノ松	5.27	椋太	未侑
鷺ノ松	6.3	裕樹	理恵
宮ノ浦	6.7	智博	彩
鷺ノ松	6.22	尚樹	久実子

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区	氏名	年齢
本村	高崎 達子	89
本村	坂井 由春	68

寄附のお礼

中川智司様より亡母中川澄子様の香典返しとして、直島町、直島町社会福祉協議会、本村自治会に対して金一封のご寄附がありました。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニ ギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り：7月20日(火)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

チャレンジ! 広報クイズ

Q.直島の子どもを応援しよう運動では何を集める運動をしているでしょう?

- ①エコマーク ②ベルマーク ③グリーンマーク

(ヒントは、広報紙の中にあります)

6月号の答え ① 応募総数7通

【応募締め切り】7月30日(金)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限りです。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報クイズ7月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
7月11	井上クリニック (宇野) 32-0831	玉野市民病院 (宇野) 31-2101	平山歯科医院 (長尾) 71-2850
18	竹原内科医院 (迫間) 71-0101	たまみディカルリハビリテーションクリニック (玉) 31-6803	ふじわら(利)歯科医院 (八浜町大崎) 51-2488
22	東条小児科医院 (迫間) 71-5110	みやもと整形外科 (東陽台) 71-3030	みしま歯科クリニック (玉原) 31-5851
23	長崎医院 (用吉) 71-4800	宇野八丁目クリニック (宇野) 33-8080	三宅(元)歯科医院 (玉) 21-3210
25	日赤玉野分院 (築港) 31-5117	近藤医院 (東田井地) 41-1061	ふじわら(利)歯科医院 (八浜町大崎) 51-2488
8月1	満木内科小児科 (用吉) 71-0747	玉野三井病院 (玉) 31-4187	赤木歯科医院 (築港) 31-1771
8	たなべ内科 (八浜町八浜) 51-3600	三宅内科外科医院 (槌ヶ原) 71-2277	赤司歯科医院 (宇野) 32-1289
9	油原医院 (和田) 81-8235	玉野市民病院 (宇野) 31-2101	あさの歯科医院 (玉原) 31-7722

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(7月12日~8月13日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
7/12	13	14	15	16
午前 吉野・金森	午後 金森	午前 吉野・金森	午後 吉野	金森
19	20	21	22	23
午前 吉野・金森	午後 吉野	午前 吉野・金森	午後 金森	休診日
26	27	28	29	30
午前 吉野・金森	午後 金森	午前 松木	午後 吉野	吉野
8/2	3	4	5	6
午前 吉野・金森	午後 吉野	午前 吉野・金森	午後 金森	吉野
9	10	11	12	13
休診日	金森	午前 吉野・金森	午後 吉野	午前 金森
				午後 横山

※診療担当医は都合により変更することがあります。
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。
(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
(お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科

ふれあい診療所 ☎087-892-2266



横 防 岡崎 貢さんの作品
「大きなクレーン船が」



オノ神 麻生 京子さんの作品
「山百合に駒鳥」

6月3日(木)

「手焼せんべい」の寄贈

恵井高栄堂様より「手焼せんべい」90袋のご寄贈があり、町産品の宣伝として町観光協会で活用させていただきました。お礼申し上げます。

